

安衛則関係「法改正」での注意事項

H28.9.19
テクノ・リアライズ

1. 安衛則 第84条の2 → 第85条

〔改正前〕

(計画の届出を要しない仮設の建設物等)

第84条の2 法第88条第1項の厚生労働省令で定める仮設の建設物又は機械等は、次に該当する建設物又は機械等で、6月未満の期間で廃止するもの(高さ及び長さがそれぞれ10m以上の架設通路又はつり足場、張出し足場若しくは高さ10m以上の構造の足場にあつては、組立てから解体までの期間が60日未満のもの)とする。

- 1 その内部に設ける機械等の原動機の定格出力の合計が2.2kW未満である建設物
- 2 原動機の定格出力が1.5kW未満である機械等(法第37条第1項の特定機械等を除く。次号及び第89条第1号において同じ。)
- 3 別表第6の2に掲げる業務を行わない建設物又は機械等

〔改正後〕

(計画の届出をすべき機械等)

第85条 法第88条第1項の厚生労働省令で定める機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第7の上欄に掲げる機械等とする。ただし、別表第7の上欄に掲げる機械等で次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- 1 機械集材装置、運材索道(架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。以下同じ。)、架設通路及び足場以外の機械等(法第37条第1項の特定機械等及び令第6条第14号の型枠支保工(以下「型枠支保工」という。))を除く。)で、6月未満の期間で廃止するもの
- 2 機械集材装置、運材索道、架設通路又は足場で、組立てから解体までの期間が60日未満のもの

2. 安衛則 第160条

〔改正前〕 ※ 原動機の停止とブレーキ掛けは「いずれか」でよいとの判断もありましたが修正されました。

(運転位置から離れる場合の措置)

第160条 事業者は、車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- 1 バケット、ジッパー等の作業装置を地上に下ろすこと。
- 2 原動機を止め、及び走行ブレーキをかける等の車両系建設機械の逸走を防止する措置を講ずること。
- 2 前項の運転者は、車両系建設機械の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

〔改正後〕 ※ 原動機の停止とブレーキ掛けが「かつ」条件となりました。

(運転位置から離れる場合の措置)

第160条 事業者は、車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- 1 バケット、ジッパー等の作業装置を地上に下ろすこと。
- 2 原動機を止め、かつ走行ブレーキをかける等の車両系建設機械の逸走を防止する措置を講ずること。
- 2 前項の運転者は、車両系建設機械の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。